

会 議 録

会議の名称	平成26年度第2回東村山市障害者自立支援協議会定例会				
開催日時	平成26年11月21日（金）午後1時58分～3時28分				
開催場所	市民センター 第10会議室				
出席者及び欠席者	<p>●出席者：            （定例会委員）江崎安幸、秋元厚彦、高橋節夫、高橋千恵子、高澤律子、松本恭子、芦崎康彦、飯島一憲、田宮良、大場昇、千葉道子            （市）花田障害支援課長、小倉課長補佐、宮本事業係長、加藤支援第1係長、西尾支援第2係長、白鳥主事</p> <p>●欠席者：小林冬子、村瀬崇</p>				
傍聴の可否	傍聴可	傍聴不可の場合はその理由	/	傍聴者数	0名
会議次第	1. 開会 2. 協議事項 （1）平成26年度の東村山市障害者自立支援協議会の進め方について （2）相談支援部会の活動内容の報告について （3）就労支援部会の活動内容の報告について （4）講演会の実施について （5）次回（第3回）の会議内容について 3. 情報交換 4. 閉会				
問い合わせ先	健康福祉部障害支援課 担当者名 小倉 電話番号 042-393-5111（内線3166） ファックス番号 042-395-2131				
会 議 経 過					
<p>1. 開会            ○委員出席数が過半数を超えているため、会議が成立。欠席委員は2名のみ。            ○会長            それでは、傍聴人がいましたら傍聴を許可したいと思います。ご異議ありませんか。            （発言する者なし）            ○会長            異議なしと認めます。それでは、傍聴申請があればこれを許可します。            本日の会議の内容ですが、お手元に配布してあります次第のとおりです。よろしくお願ひします。</p> <p>2. 協議事項            （1）平成26年度の東村山市障害者自立支援協議会の進め方について・・・【資料1】            ○会長</p>					

それでは、議事を進めたいと思います。次第の2、協議事項です。(1)平成26年度の東村山市障害者自立支援協議会の進め方についてを議題とします。事務局から説明をお願いします。

○事務局A

資料1に基づき説明を行う。

なお、各専門部会の部会長と副部会長が決まりましたので、報告いたします。相談支援部会の部会長は、ふれあいの郷の高橋委員が就任され、副部会長には、ふきのとうの本多委員が就任されています。就労支援部会の部会長は、東村山市障害者就労支援室の高澤委員が就任され、副部会長には、福祉事業センターの白田委員が就任されています。

○会長

事務局から説明が終わりました。特に、前回ご意見のあった相談支援部会の活動内容について、何かご意見等ありますか。

(発言する者なし)

○会長

無いようでしたら、平成26年度の東村山市障害者自立支援協議会の進め方については、このとおり決定したいと思います。このことに、ご異議ありませんか。

(発言する者なし)

○会長

異議なしと認めます。平成26年度の東村山市障害者自立支援協議会の進め方は、以上のとおり決定しました。次に進みます。

(2)相談支援部会の活動内容の報告について・・・【資料2】

○会長

(2)相談支援部会の活動内容の報告について、報告をお願いします。

○相談支援部会長

私の所属する相談支援部会では、障害福祉サービスを利用する際に必要となるサービス等利用計画を作成する特定相談支援事業所や、日常生活全般の相談をお受けする一般相談を行う事業所が集う部会となっています。毎月第3木曜日の午前中に開催しています。これまでに、8月21日、9月18日、10月16日、あと昨日の11月20日の計4回開催しています。市から、サービス等利用計画の市内作成率の現状と課題の説明を受け、また各委員間で特定相談に関する情報交換を行いました。10月16日からは、各事業所がサービス等利用計画を持ち寄り、事例検討を行い、障害別の問題や共通する課題を検討しているところです。

資料の2をご覧ください。各集計月における、都内市区町村の計画策定率になっています。東村山市は、No.36の欄です。12月から3月、そして6月と経過するごとに、徐々にではありますが、作成件数が増えており、6月末時点で46%を超えています。資料はありませんが、9月末時点で55%を超えていると市から聞いています。次のページは、6月現在の都道府県別の一覧です。東京都は、No.13の欄です。全国的に低位に位置しています。

資料の最終ページは、サービス等利用計画について簡単にまとめましたリーフレットになります。相談支援事業者の一覧表も記載されておりますので、参考にしていただければと思います。

現在、市が障害福祉サービスを支給決定している人数は、約1,200人と聞いています。支給決定をこれから受ける方や受けた方々が、サービスを利用しながら地

域で安定した生活していく上で必要な計画を我々は作成していることを念頭に、より良い計画作成や相談業務の充実に努めていきたいと相談支援部会の委員一同、考えているところです。相談支援部会の現在までの活動報告は以上です。

○会長

ありがとうございました。何かご意見等ございますか。  
(発言する者なし)

○会長

セルフプランが多い理由は、何かありますか。

○相談支援部会長

先ず成人の方ですが、特に就労継続支援 B 型を利用している方がセルフプランの作成率が高くなっています。6月末に同サービスの受給者証の有効期限が満了する利用者が多く、期限までにサービス等利用計画を作成することが追い付かないため、通所先の職員さんにも協力をいただきながら、サービス等利用計画やセルフプランの作成を進めたところです。

一方、児童に関しては、現在は2事業所が指定されていますが、当初は事業所が無かったこともあり、関係者がお手伝いをしながら、セルフプランの作成となりました。

○会長

ありがとうございました。他にありませんか。

○A委員

先ほどの報告の中で、共通する課題とありましたが、どのような課題がありましたか。

○相談支援部会長

東村山市では、特定相談自体が昨年の10月位に始まりました。必要な研修は受けているものの、計画の立て方や書類の作成の経験値が少ないものですから、関係機関等に相談をしながら進めました。記載内容については文言や視点の統一化を図りました。計画を作る上では基本的にご本人様の思いやその方の障害特性を配慮しながら作りますが、ご本人やご家族が希望されるサービスと様々な状況把握をする中で、希望されるサービスが本当に適切であれば良いのですが、違うのではないかという場面もあり、ニーズと現実が違う場合どう計画を作成していくのか、難しさを感じているところです。

○副会長

相談支援部会は現在、市内のすべての特定相談支援事業者が委員さんになっていますが、特定相談支援事業者が今後、市の指定を受けて増えることも予想されますが、増えた際には、相談支援部会に参加していただくことになるのでしょうか。

○事務局B

サービス等利用計画の最近の状況説明も含めて、お答えします。先日、東京都から説明がありましたが、平成26年度末にサービス等利用計画の作成を完了させるということから、平成27年4月以降は、障害福祉サービスを新規、更新及び変更して利用する際は、計画の作成が必ず義務付けられるという説明がありました。特定相談支援事業者によるサービス等利用計画、障害のある方や保護者によるセルフプラン、もしくは市のケースワーカーの作成による計画、3つのうちいずれか必要となります。

このこともありまして、8月から市内に所在するすべての法人に対して、計画相談の説明と特定相談支援事業者の指定申請の働きかけをしたところ、3法人から前

向きに考えたいと回答があり、現在は、指定申請に向けて内部で調整や検討等をされていると聞いています。ある程度方針が固まった法人については、指定申請をされる前に、サービス等利用計画の具体的な内容や、スキルを上げていただくために、相談支援部会員同意の下に、部会には関係者という立場で参加していただいています。事業所の開設や今後の計画作成に必要な情報収集を行っていただき、今後の活動がスムーズに行えるようにしているところです。

○副会長

部会の委員になるための基本的な要件や事務手続きは、どのような手順でしょうか。

○事務局A

定員という制約はありますが、定員の範囲内であれば、参加を希望される場合には、その事業所を運営する法人代表者の推薦状等を提出いただき、後日、委嘱状をすることとなります。

○副会長

今後、相談支援部会は、委員が増えていくイメージでよろしいですか。

○事務局A

指定された事業所が増えることが予測されているため、そのとおりです。

○会長

相談支援のスキルアップを図るための方策は、どのような形で進めていく予定でしょうか。

○事務局B

先日、都内の自立支援協議会担当者の会議がありました。その会議において、北多摩地域内では、月に1回勉強会をしている地域があるとの情報がありました。

当市に関しては、相談支援部会もありますし、部会長からも先ほど説明がありましたが、各事業所が資料や策定した計画を持ち寄りまして研究や検証し、市も厚生労働省の指針等を基に助言等を行ない、より良い支援に繋がるよう、人材育成に努めているところです。

○会長

ありがとうございました。他に何かありませんか。

(発言する者なし)

○会長

無いようでしたら、相談支援部会の活動内容の報告については、以上とします。次に進みます。

(3) 就労支援部会の活動内容の報告について・・・【資料3】

○会長

(3) 就労支援部会の活動内容の報告について、報告をお願いします。

○就労支援部会長

私の所属する就労支援部会では、障害のある方が就労するにあたっての関係機関が集う部会となっています。構成としては、私の所属する東村山市就労支援室の他に、就労移行支援事業所、就労継続支援B型事業所及び特別支援学校です。毎月何曜日というように定例的な開催をしておらず、その都度、各委員のスケジュールを確認しながら、開催日を決めております。これまでに、8月19日、10月3日、11月13日の計3回開催しています。議題については、当初は事務局から、特別支援学校卒業者等の就労継続支援B型のサービスを利用する際の支給決定プロセス

が平成27年度等以降どう変わり、何を新たに始めなければならないのかの説明や資料提供があり、課題の確認や各委員間で情報交換を行いました。2回目以降は、特別支援学校卒業者等の就労継続支援B型の支給決定に係るアセスメント結果シートやアセスメント実施スケジュールの検討等を行いました。

このサービスを利用する際に、利用希望者の能力等を見極め、より適切なサービスを提供することを目的とし、就労移行支援サービスを提供する事業所において、能力評価であるアセスメントを行うよう、国から求められているところです。

国からは、具体的な様式設定は無く、必須項目のみ示されていることから、委員皆さんから意見をいただきながら検討しました。特徴としては、評価方法は、特別支援学校の実習の評価方法を取り入れ、評価者とその結果を判断する部会委員の双方が分かり易い評価方法になるよう、また他の自治体では、何ページにもわたるアセスメントシートもありましたが、本市の場合は、学校等からこれまでの実習資料等も提供されることから、A4の両面に収まる内容で検討しました。

○会長

ありがとうございました。何かご意見等ありますか。

(発言する者なし)

○会長

前回の定例会で、就労だけではなく、生活介護も議題としてはどうかという意見があったと思いますが、これまでの就労支援部会で何かお話はありましたか。

○就労支援部会長

介護とまではいきませんが、障害がある方が就労していく、また支えていく上で生活面の課題が出てきますことから、相談支援事業者と連携を深めて支援をしていかなければならないという話がありました。

○事務局A

補足いたします。特別支援学校の卒業者はスキルに応じて一般就労や就労移行支援や生活介護のサービス等を利用されることとなります。第1回定例会の中で、卒後の対策として話し合われてはどうかと、確かに意見をいただいておりますが、部会においては、喫緊の課題ということもありまして、就労継続支援B型のアセスメントに特化して議論がされている経過があります。生活介護については、今後の部会において議題となると考えています。

○就労支援部会長

前回の就労支援部会において、今後のテーマについて話がありました。先ほどの定例会からの意見や市を通じての就労に関するテーマを部会で取り上げ、議論することになるのではないかと事務局は考えています。

○会長

現時点では、就労継続支援B型のアセスメントを中心に議論していることがわかりました。他にご意見等ありますか。

○副会長

私が所属する福祉ネットワークで、就労継続支援B型を利用する際のアセスメントに関して、市の方から説明がありました。説明を受けてアセスメントの事を理解できた事業所も多かったようです。説明を受けた市内のB型の事業所さんから、アセスメントでどの程度、通所先等の見極めができるのであろうか、従前は先ずB型から利用を始めて、利用者の能力が高まってきたら徐々にステップアップをしていく利用者さんもいたが、今回の制度は適しているのか等の現場からの感想がありました。就労支援部会で、今の感想に関する事で話し合われたことは、ありますか。

○就労支援部会長

アセスメントをすることは色々な課題があります。今年度は、アセスメントの実施方法等を検討しましたが、今後、アセスメントを実施していく中で、新たな課題が出てくることは、部会として予想しており、来年度は、その課題を検討していく必要があると認識しています。アセスメントは、利用者、就労移行支援事業所、就労継続支援B型事業所に負担がありますが、国の方針ですので、どうしても実施しなければなりません。関係者に過度な負担にならないよう、実施していきたいと思っています。

○副会長

国が決めたものではありませんが、現場の者として、これまでアセスメントの実施はあまりクローズアップされていなかったように感じています。福祉ネットワークの中で意見として出ていたことが、この制度に則ってサービスを利用されたい方が、適切なサービスが利用できるように、関係者が一丸となってその方を支えていかなければならないということでした。また、支えられる東村山方式ができれば良いと思ったところです。

○会長

部会長の説明や副会長からありましたが、アセスメントは、国で大枠は決まっているようですか、細かいところは、自治体の裁量があるようです。東村山ならではの支援や関係者の共通理解が必要と思います。サービスを利用される方と支援を行う両者が、過度な負担にならないように、アセスメントの実施をし、その方に合ったサービスや進路が決めればと思っています。

○事務局A

今、いただいた意見等につきましては、次回の就労支援部会で定例会から意見等があった事をお伝えします。

○会長

その他に、何かご意見等ありますか。

(発言する者なし)

○会長

無いようでしたら、就労支援部会の活動内容の報告については、以上とします。次に進みます。

(4) 講演会の実施について・・・【資料4】

○会長

(4) 講演会の実施について、事務局から説明をお願いします。

○事務局A

資料4に基づき、説明をする。

第1回拡大定例会でいただきました各委員さんの意見を含め、10月7日の第2回運営会議において検討しました。今回、対象者を障害福祉サービス関連事業所の関係者等とした際に、自立支援協議会に関する話題と、障害福祉を取り巻く環境について有識者から講演をいただくことで、勉強する機会の提供に繋がるのではないかと意見が集約されました。日頃は、支援業務でなかなか時間を見いだせない支援員さんに、有識者の話を聞くことで、障害福祉を改めて見つめ直す機会や、交流の場になると考えました。

日程は、会場や講師の方々の都合もありまして、来年2月14日に実施することとしました。今後、講師の方々と詳細を詰めていく際に、若干の修正が入る可能性

があります。

周知方法につきましては、市内の全部の障害福祉サービス事業所にメールによる送付、各種会議でのリーフレットの配布を予定しています。また、周知については、委員さんの協力もお願いしたいと思います。

○会長

事務局から説明にあったように、対象者は、障害福祉サービス関連事業所の関係者等とし、実施していくことになりました。講演内容としては、東京都心身障害者福祉センターによる東京都の自立支援協議会についてと、日本社会事業大学の佐藤特任教授による障害者福祉の最新動向と障害者福祉関係法の今後についてということで、内容が固まりました。

何かご意見等ありますか。

○副会長

謝礼等は、市で予算措置されているのでしょうか。

○事務局A

平成26年度の予算につきましては、確保済みです。少ない予算ではありますが、講師と調整済みです。

○会長

予算は大丈夫とのこと。他にご意見等ございませんか。

○B委員

広報に使用するリーフレットですが、講演会のご案内という文章が大きく出ている方が良いと思います。

○事務局A

ご指摘いただいた点も含めまして、今後、運営会議で調整や見直し等を行います。

○会長

ほかに無いようでしたら、講演会の実施については、このとおり決定したいと思います。なお、今後、細かい点や修正を行う際は、基本は運営会議にて詰めていただくことに、ご異議ありませんか。

(発言する者なし)

○会長

異議なしと認めます。講演会の実施については、以上のとおり決定いたしました。周知については、リーフレットが確定しましたら、委員皆様のご協力をお願いします。次に進みます。

(5)次回(第3回)の会議内容について

○会長

(5)次回(第3回)の会議内容について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

次回に協議いただく内容を先の運営会議にて整理しまして、大きく2点を考えています。

1つ目は、平成27年度の東村山市障害者自立支援協議会進め方についてです。資料1をご覧ください。こちらは、平成26年度は開設当初ということで、素案を事務局や運営会議にて作成し、その案に対して定例会委員・各専門部会委員の皆さんに意見をいただきましたが、平成27年度以降の進め方については、各会議体においてあらかじめ検討していただき、取りまとめをしたいと考えています。

各専門部会については、直近の会議において、平成27年度の活動目標案を設定

していただき、案を運営会議に報告いただくことを予定しています。定例会の活動内容については、一定の期日を設け、各委員さんからファクシミリやメールにて事務局に提案をいただくことを考えています。提案いただくにあたっては、お手元に配布した用紙にご記入いただくことを想定しています。事務局にて取りまとめた上で、運営会議にて、全体の案を集約・作成したいと考えています。

2つ目は、現在、東村山市障害者福祉計画推進部会で策定を進めています、第4期東村山市障害者福祉計画についてご意見をいただく予定です。現在、策定されている第3期の計画が今年度をもって終了することから、平成27年度から29年度にかけての計画である第4期の計画案に対して、意見をいただく予定です。このことは、障害者総合支援法第88条第8項において、市町村は、市町村障害者福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない、とされています。

ご存じの方も多いかと思いますが、当市には既に、計画策定に関する会議体として、先ほどの東村山市障害者福祉計画推進部会がありますが、計画を固める上で、自立支援協議会にも意見を聴く機会を設けておりますので、このことから、計画に対する意見をいただきたいと考えています。

次の開催時期は、3月中旬を予定しておりますが、策定にあたり必要な国や都からの指示や情報提供が遅れており、計画案の策定状況により、前後することが考えられます。また、会議内でご意見を求めることが日程的に困難な場合は、各委員に個別にメール等にてご意見をいただくことも想定しています。

○会長

事務局の説明が終わりました。何かご意見等ありますか。

○C委員

策定に必要な国等の情報提供が遅れて、全体的に計画が遅れているとのことですが、協議会の意見を聞くための臨時会を開くわけにはいかないのでしょうか。個人の意見も大事ですが、委員皆さんの意見を聞くことも計画策定には、必要かと思えます。

○事務局C

障害福祉計画の策定は、あくまでも東村山市障害者福祉計画推進部会が主体です。計画案は遅れてはいますが、極力、皆様から直接意見等をお聞きしたいと考えています。場合によっては、パブリックコメントと同時にさせていただくことがあります。臨時の会の開催が、皆様から必要との意見がありましたら、日程調整等ができましたら、開催は可能です。

○会長

C委員よろしいですか。それでは先ずは、平成27年度の進め方については、専門部会の部分は各部会からの提案を基にして、また定例会の部分は皆さんからの提案をいただいて、決定していきたいと思えます。意見等ございましたら、お願いいたします。

○D委員

特定相談支援事業所のことや役割をあまり理解できていません。障害福祉サービスを利用されている介護保険対象者は、ケアプランがサービス等利用計画の代わりになると聞いていますが、担当のケアマネージャーさんがどのタイミングで計画を作成し、障害支援課にどのタイミングで提出したらいいのか、なかなか認識が進んでいないようです。サービス等利用計画だけではありませんが、65歳になって介護保険への移行の際等にも、他の福祉サービスの関係者と情報共有や共有の場が必



要かなと思います。

○相談支援部会長

相談支援事業者も、介護保険分野については、制度のことで不確かなことがあり、サービスの適用はどちらの法が優先するのか、障害支援課にその都度、確認しています。他の福祉分野の方々と情報共有の場が持てたら良いなと思いますが、なかなかできていない状況です。ケアマネージャーさんへの引継ぎ等、今後の支援の中で、ネットワーク作りは必要と思いますので、ご提案ありがとうございます。

○D委員

ケアマネージャーさんと特定相談支援事業者は、それぞれの制度の中で、同じような役割をしていますが、何れ一本化されることはあるのでしょうか。

○事務局B

る一とが幹事になって2か月に1回開催されている居宅支援事業者交流会において、ケアマネージャーさん等にサービス等利用計画について説明を行ったところです。ケアマネージャーさんとの一本化については、厚生労働省から具体的に何も情報提供はありません。

○会長

平成26年度の相談支援部会の活動テーマにあるように、個別の障害特性やライフサイクルを考慮しての支援や連携が必要ですし、大切です。その辺りを踏まえて、活動テーマを考えてみてはどうでしょうか。全障害種別や全年齢に関して卓越した能力をもった方は、いらっしゃらないと思います。きっと、専門分野があると思いますので、そこを共通理解していくことが、この場だと思っていますので、専門部会の中でも、共通理解を図れるよう議論を進めていただけたらよいのかなと思います。

27年度の進め方についての提案は、来年の1月末までに事務局へ提出を各委員さんをお願いしたいと思います。平成27年度の活動テーマについては、このように進めていきますが、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○会長

異議なしと認めます。事務局は取りまとめ等をお願いします。次に、障害者福祉計画についてですが、時期的にパブリックコメントと同時期になることもあるようですが、素案自体は、事前送付が予定されています。事前に素案をご覧いただき、第3回では、各委員が所属する団体や、皆さんが知っている東村山市の現状等を踏まえまして、ご意見をいただきたいと思います。次回の日程は、3月中旬となっていますが、日程について、事務局から説明をお願いします。

○事務局A

次回の定例会ですが、現時点で日時を特定することはできません。事務局から後日、開催日を通知したいと考えています。

○事務局D

障害福祉計画に関して補足いたします。当計画は数値目標が主となりますことから、市内で活動している全障害福祉サービス事業者にヒアリングシートを送付し、実績や見込み、そして色々な意見もいただきながら、素案の作成を進めています。

○会長

ご存知の方もいると思いますが、どの自治体でも計画の策定にあたり、基本的に色々意見をお願いして策定しています。考え方の確認や語句の加除訂正等でご意見をいただきたいと思います。他にありませんか。

(発言する者なし)

○会長

他に無いようでしたら、次回の第3回の会議内容の予定については、本日現在ではありますが、3月中ということで、このとおり決定したいと思います。このことに、ご異議ありませんか。

(発言する者なし)

○会長

異議なしと認めます。次回の会議内容については、以上のとおり決定いたしました。次に進みます。

### 3. 情報交換

○会長

次第の3、情報交換です。前回の定例会同様、各委員さんから、日頃感じている事や意見の交換を行いたいと思います。

○E委員

先ほどD委員から特定相談のお話がありましたが、東村山市社会福祉協議会の「る一と」では、特定相談ではなく、障害のある方から生活全般の相談である一般相談をお受けしています。障害のある方が、地域で安心して生活していける仕組み作りや、障害のある方を支えていく上での必要なネットワークの中で、「る一と」の役割や立ち位置について、この協議会で議論や助言をお願いできればと思っています。

○F委員

東村山あんしんネットワークは、「る一と」が事務局となり、平成17年頃から、地域の方や関係機関の協力等をいただきながら、助成金を基に、先駆的な事業としてヘルプカードを作成し、啓発と普及活動を継続しています。平成25年度には、この活動が都事業となったことから、カードや手帳が東京都共通様式となり、改めて啓発と普及活動を行っています。ヘルプカードの普及活動を通じて、誰もが地域で住みやすい街づくりを目指しています。このことは、社会福祉協議会の目指しているところでもありますので、社協全体として活動の支援をしています。あんしんネットワークの活動自体は、関係者が月1回集まって会議をしているところですが、最近は以前のような盛り上がり不足しているところもありまして、事務局として工夫をしていきたいと考えています。この場を借りまして、市内外や障害分野の関係者等関係なく、協力いただける皆さんのお知恵を借りながら、みんなが住み易い街づくりを目指していますので、ヘルプカードと合わせて、あんしんネットワークの活動にもご協力をいただけたらと思います。

○会長

ヘルプカードは、どの程度の枚数を対象の方に配布しているのでしょうか。

○F委員

区市町村により、発行や配布枚数は異なりますが、東村山の場合ですと、3万枚作成し、26年3月から配布を開始し、基本的に希望される方全員に配布しています。現在、2,700枚ほど配布済みです。

○E委員

少し活動について補足しますと、平成26年度は啓発活動を強化しています。のぼり旗を立てたり、支援者であることを示す蓄光型のタグを付けてPRしているところではあります。

○会長

他の委員さん、情報提供等ありませんか。

○G委員

2点あります。先ず1点目ですが、社会福祉法人村山苑としては、平成27年4月1日に特定相談支援事業所を開設するため、障害支援課に色々と相談に乗っていただき、先日の理事会で運営規定が承認されました。事業所の名前は、軌跡と奇跡をかけまして、また福祉事業センターの広報誌の名前も「轍」ですので、「きせき」としました。また、昨日ありました相談支援部会に関係者として参加させていただきました。

2点目は、事例の報告になります。新たな就労継続支援B型の利用者さんですが、この利用者さんは学校卒業後、すぐに引きこもり10年ほど家にいたようです。情報が何もなく、学校卒業は分かっても、普通校なのか特別支援学校なのか把握できていませんでした。偶然ご兄弟が通所されていたので、利用してみようかとなったところです。この方の場合は、もう少し利用開始が後になっていれば、就労移行支援事業を利用するモニタリングの対象者になっていたのかなと思います。卒業直後ですと、関係者から情報が集まり易く、支援の方向性が定まりますが、今回のような場合ですと、モニタリングや今後の支援が円滑にいくのか考えさせられる事例がありました。市や関係者の協力もあり、お陰様でこの利用者さんは無事に通所が始まっています。今後もこのような事例が出てくるのかと思っています。

○会長

引きこもりの状態から、就労支援は何かと困難がありますが、引き続き支援をお願いします。他にありませんか。

(発言する者なし)

○会長

無いようでしたら、市からも情報提供があると聞いていますので、お願いします。

○事務局D

今年も12月の障害者週間が近づいてまいりました。この障害者週間にちなみ、例年開催しております、障害者週間・福祉のつどいを12月2日から7日に予定しております。詳細は、お手元に配布していますチラシをご覧ください。

○会長

最後に、事務局から何か他にありますか。

○事務局

次回の定例会ですが、後日、開催日を通知します。

○会長

それでは、以上を持ちまして、平成26年度第2回東村山市障害者自立支援協議会定例会を終了いたします。お疲れ様でした。